



2026年5月25日

各 位

会 社 名 株式会社オプティマスグループ
代表者名 代表取締役社長 山中 信哉
(コード：9268 東証スタンダード市場)
問合せ先 IR・広報ユニット長 齋藤 英之
(TEL：03-6370-9268)

中長期業績連動報酬制度（パフォーマンス・シェア・ユニット制度）の導入に 関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、中長期業績連動報酬制度（パフォーマンス・シェア・ユニット制度）（以下「本制度」という。）の導入に関連する議案を、2026年6月23日開催予定の当社第12回定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

記

1.本制度の導入の目的と条件

(1) 導入の目的

本制度は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く、以下「対象取締役」という。）と株主の皆様との一層の価値共有を進めるとともに、対象取締役に、中長期の企業価値向上に資するインセンティブを与えることを目的として導入する制度です。

(2) 導入の条件

本制度の導入は、本株主総会において、株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の年間報酬総額は、2016年4月14日開催の株主総会において、10億円以内とすることについてご承認をいただいておりますが、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）に対し、当該年間報酬総額の定めは変えず、その範囲内で中長期業績連動報酬制度を導入することにつき株主の皆様にご承認をお願いするものであります。

2. 本制度の概要

本制度は、対象取締役に対し、当社取締役会が定める期間（以下「業績評価期間」という。なお、1回目の業績評価期間は、2026年4月1日から2029年3月31日までの3事業年度とし、その後は、毎年、4月1日から3年後の3月31日までの3事業年度とする。）の最終事業年度に到達すべき数値目標を当社取締役会にてあらかじめ設定し、最終事業年度実績の当該数値目標に対する達成度合に応じて算定される数の当社普通株式及び金銭を、対象取締役に報酬等として付与することを目的とする業績連動型の報酬制度であります。

なお、本制度で交付する当社普通株式は、当社が保有する自己株式を活用することを予定しております。

また、上記の各業績評価期間に係る本制度に基づく株式の付与及び金銭の支給は、対象取締役のうち、各業績評価期間の全期間を取締役として在任し、かつ本制度における各業績評価期間に係る株式の付与と金銭の支給の日当日においても取締役として在任することを条件とします。

3. 本制度における報酬等の内容

(1) 本制度における報酬等の算定方法

当社は、本制度において、代表取締役及びそれ以外の対象取締役毎に設定した基準ユニット数に当社取締役会であらかじめ設定した数値目標の達成度合を乗ずることによって各対象取締役に交付する株式数及び金銭の額を決定いたします。

当社は、各対象取締役に対し、下記算定式に基づき当該対象取締役が割当を受けることとなる株式数の当社普通株式を割当てます。なお、当該当社普通株式は、取締役の報酬等として無償で交付されますが、その公正な評価額は当該割当ての決定に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（同日に取引が成立しない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）（以下「算定用終値」という。）を基礎として当社取締役会が決定した額といたします。割当日は、各業績評価期間終了後に実施される前述の株式割当ての決定に係る取締役会決議の日から概ね1か月以内、取締役会が別途定める日といたします。なお、大株主である3名の現取締役が再任されました場合、当該3名につきましては、各業績評価期間の始まる前に、株式割当てに代えて金銭の受領を選択（以下「金銭選択」という。）するか決定いたします。

また、金銭報酬として、上記の株式数に算定用終値を乗じた金額を当社普通株式割当ての日に支給します。

上記の各対象取締役に交付する株式数及び支給する金銭の額は以下の算定式に従って算定いたします。なお、算定式の詳細は、当社取締役会で決定いたします。以下、取締役会の決定と記載する場合は、過半数が独立社外取締役で構成され、かつ独立社外取締役を委員長とする指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえた決定であり

ます。

【算定式】

最終交付株式数＝基準ユニット数（①）×100株×業績目標達成度合（②）

最終金銭支給額＝基準ユニット数×100株×業績目標達成度合×算定用終値（③）

① 「基準ユニット数」は、対象取締役の役位に応じて、当社取締役会で決定します。1回目の業績評価期間については、基準ユニット数は、代表取締役120ユニット、その他の取締役60ユニットとし、1ユニットごとに100株の普通株式を交付することとします。

② 「業績目標達成度合」は、業績評価期間の最終事業年度における実績の当社取締役会があらかじめ決定した業績評価指標の達成度合に応じて、0%から300%までの範囲で、当社取締役会において決定します。

業績評価指標は、連結営業利益、連結ROEとし、具体的な目標値や各指標の評価に使用する割合は、当社取締役会において決定します。

なお、1回目の業績評価期間については、各指標目標に係る達成度合の算定式は以下のとおりとし、評価に使用する割合は、連結営業利益を80%、連結ROEを20%とする旨、当社取締役会にて決定しております。

(a) 連結営業利益に係る目標達成度合の算定式

$$\frac{\text{業績評価期間の最終事業年度の連結営業利益実績額} - \text{業績評価期間の直前の事業年度の連結営業利益の額 (2026年3月期 98億37百万円)}}{51\text{億}63\text{百万円(あらかじめ取締役会で定めた中長期連結営業利益目標額 (150億円) - 業績評価期間の直前の事業年度の連結営業利益の額 (2026年3月期 98億37百万円))}}$$

(b) 連結ROEに係る目標達成度合の算定式

$$\frac{\text{業績評価期間の最終事業年度の連結ROE実績値}}{\text{あらかじめ取締役会で定めた中長期連結ROE目標 (15%)}}$$

③ 「算定用終値」は上記のとおり、当該支給の決定に係る取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

(2) 本制度における報酬等の上限

当社が本制度に基づき、各業績評価期間に関して対象取締役に交付する株式数は合計108,000株以内、金銭で支給する報酬の金額は合計3.6億円以内といたします。

また、当社普通株式の発行済株式総数が株式併合又は株式分割若しくは株式無

償割当てによって増減した場合、本（2）の報酬等の上限もその比率に応じて合理的に調整いたします。

(3) 本制度に基づく報酬等を受ける権利の喪失事由

対象取締役は、上記2.のとおり、各業績評価期間の全期間を取締役として在任し、かつ本制度における各業績評価期間に係る株式の付与と金銭の支給の日当日においても取締役として在任していることを条件に、本制度に基づく報酬等を受ける権利を有し、これらのいずれかを充足しない場合は、本制度に基づく報酬等を受ける権利を喪失することといたします。

また、「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」に定める前年度以前で大幅な決算修正があった場合、または、コンプライアンス上の問題が発覚した場合等には、本制度に基づく報酬等を受ける権利の全部または一部を喪失することといたします。

(4) 合併、会社分割等の経営組織変更が生じた場合の取扱い

当社は、当社の関係会社を含む各社において合併や大幅な組織変更等が実施され、その結果（1）の当社取締役会で決定する計算式をそのまま適用することが当社の業績の実態を正しく反映しないことが見込まれる場合等は、改めてその取扱いを当社取締役会において決定いたします。また、必要に応じて、株主総会にその取扱いをお諮りいたします。

(5) 2027年3月期及び2028年3月期の事業年度に係る業績連動報酬制度の取扱い

当社は、株主様との利害の一致に関する取締役の意識付けを促進することを考慮し、本制度の1回目の業績評価期間終了及び支給までの間においても、本制度の一環として、2027年3月期及び2028年3月期の各単年度に係る業績に連動する形で同等の株式の付与及び金銭の支給をいたします。前記（3）及び（4）をはじめとする本制度の内容も同様に適用されます。

具体的には、各事業年度の期初に設定する親会社の所有者に帰属する当期利益の計画値に対する達成度合に応じて、株式の交付及び金銭の支給を実施いたします。株式数及び金額の上限は、株式数はそれぞれの事業年度ごとに108,000株以内、金銭で支給する報酬の金額はそれぞれの事業年度ごとに3.6億円以内とし、その算定式の詳細は、当社取締役会で決定いたしました。その内容を以下のとおり、お示しいたします。

【算定式】

最終交付株式数＝基準ユニット数（①）×100株×業績目標達成度合（②）

最終金銭支給額＝基準ユニット数×100株×業績目標達成度合×算定用終値（③）

①「基準ユニット数」は、対象取締役の役位に応じて当社取締役会で代表取締役120ユニット、その他の取締役60ユニットとし、1ユニットごとに100株の普通株式を交付することを決定いたしました。

②「業績目標達成度合」

(2027年3月期の算定式)

(2027年3月期の親会社の所有者に帰属する当期利益の実績値 - 24億69百万円
(2026年3月期の親会社の所有者に帰属する当期利益の実績値)) / 7億31百万円
(32億円 (2027年3月期の親会社の所有者に帰属する当期利益の計画値) - 24億69
百万円 (2026年3月期の親会社の所有者に帰属する当期利益の実績値))

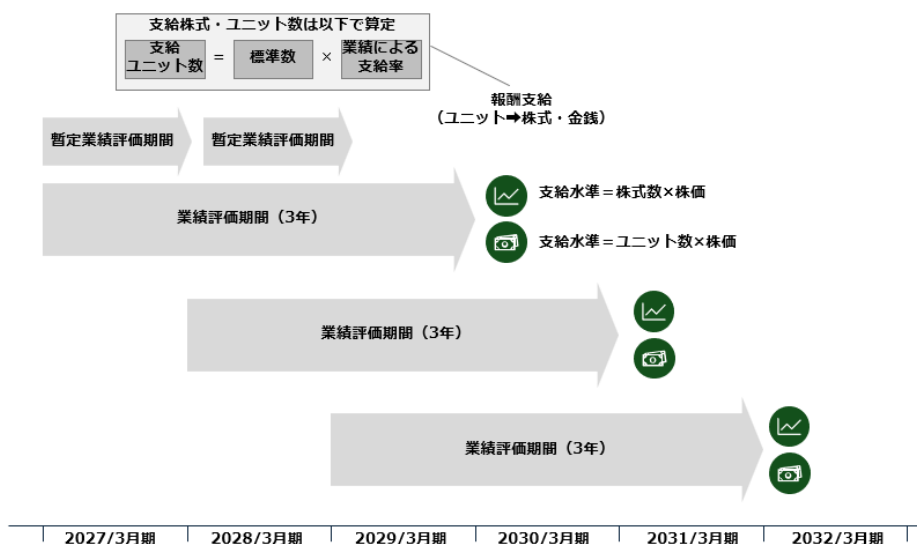
(2028年3月期の算定式)

(2028年3月期の親会社の所有者に帰属する当期利益の実績値 - 2027年3月期の親
会社の所有者に帰属する当期利益の実績値) / (2028年3月期の親会社の所有者に帰属
する当期利益の計画値 - 2027年3月期の親会社の所有者に帰属する当期利益の実績
値)

③「算定用終値」は当該支給の決定に係る取締役会決議日の前営業日の東京証券取
引所の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近の終値）
とします。

以上の内容につきまして、以下図表にてお示いたします。

各評価期間のイメージ



以上